

「びわ湖の日」について

I. びわ湖の日

1 びわ湖の日の制定について

昭和 56 年、「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行 1 周年を記念し、7 月 1 日を「びわ湖の日」と定め、平成 8 年に「環境基本条例」において規定

環境基本条例（平成 8 年 7 月 1 日施行）

（びわ湖の日）

第八条 県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、びわ湖の日を定める。

2 びわ湖の日は、7 月 1 日とする。

3 県は、びわ湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

2 びわ湖の日の取組について

環境保全への理解と認識を深め、環境保全活動への参加意欲を高めるため、「びわ湖の日」を中心に県内外で、「琵琶湖をきれいにしよう」「豊かな琵琶湖を取り戻そう」「琵琶湖にもっと関わろう」の 3 つの呼びかけにより取組を推進

◇平成 28 年度の取組

【テーマ】 琵琶湖博物館で琵琶湖を知ろう！

「食」を通じて琵琶湖を知ろう！

【主な事業展開】

「きれいにする」

➤ 琵琶湖や河川、道路等における美化活動

「取り戻す」

➤ 外来魚駆除釣り大会

➤ オオバナミズキンバイの駆除

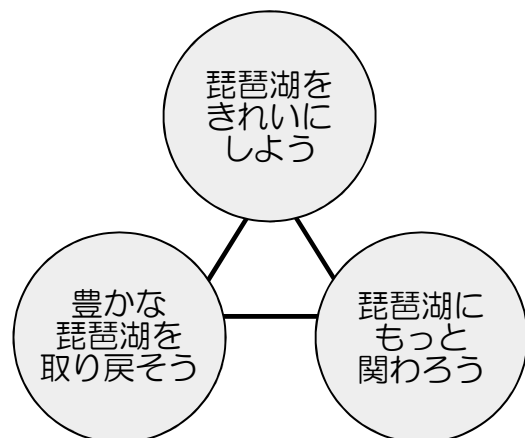
「関わる」

➤ 琵琶湖下流域の子どもたちへ出前講座

➤ 「びわ湖の日」連続講座（立命館大学）

➤ 「びわ湖の日」関連商品開発・販売（セブン-イレブン・ジャパン）

➤ びわ湖の恵みコーナー設置（平和堂、イオン） ほか



◇びわ湖の日の認知度等の状況（県政モニターアンケート調査結果）

		平成23年11月	平成26年10月	
回答人数		294人	270人	
問		割合	割合	
7月1日がびわ湖の日であることを知っているか。	知っている	67.3%	74.1%	↗
	知らなかった	32.7%	25.9%	
これまで、びわ湖の日を中心に、県内一斉に清掃活動が行われてきたことを知っているか。	知っている	74.1%	81.5%	↗
	知らなかった	25.9%	18.5%	
(上記の間で「知っている」のうち) これまで、びわ湖の日の一斉清掃活動(びわ湖をきれいにする運動)に参加したことがあるか。	参加したことがある	62.4% (参考:回答者全体46.2%)	57.7% (参考:回答者全体47.0%)	→
	参加したことはない	36.2%	40.0%	
	わからない	1.4%	2.3%	

3 取組の方向性

■全 体

《現状等》

- ・一斉清掃のイメージ
- ・琵琶湖と人とのつながり意識の希薄化

方向性

多様な主体と協働し、あらゆる機会を利用して周知

■「琵琶湖をきれいにしよう」

《現状等》

- ・一斉清掃の参加者数が近年減少傾向

方向性

若い世代、企業を巻き込んだ取組の工夫

■「豊かな琵琶湖を取り戻そう」

《現状等》

- ・琵琶湖の現状（外来魚、水草の大量繁殖、外来水生植物等）が十分に伝えきれていない

方向性

現状を伝える機会の増、水草等の有効利用等の課題解決

■「琵琶湖にもっと関わろう」

《現状等》

- ・「琵琶湖に関わること」の具体例が伝えきれていない

方向性

湖上スポーツやレジャー（琵琶湖活用の推進）、自然体験・学習の場の提供、「食」を通じた発信の機会の増

◇平成29年度の取組

包括連携協定締結事業者等と連携・協力しながら、県内外で事業を展開

《テーマ》

「琵琶湖周航の歌誕生100年」

Ⅱ びわ湖の日を休日とすることについて

1 背景・目的

琵琶湖保全再生法において、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図っていくため、びわ湖の日を休日とすることで、琵琶湖とのつながりを深め、びわ湖の日の取組をもう一段高めていく契機とする。

2 休日の制度

◆地方公共団体の休日

地方自治法の規定に基づき、県・市町それぞれの「休日を定める条例」により定める。（例：滋賀県の休日を定める条例）

《「逐条解説地方自治法」から》

- ・「地方公共団体の休日」とは、組織体としての地方公共団体が全体として執務態勢にない日をいう。
- ・一般に地方公共団体の構成要素とされる住民にまで及ぶものではなく、住民にとっての休日に当たるものではない。

◆教育機関の休日

公立の学校については設置者である教育委員会が規則等で定める。

◆民間企業等の休日

労働基準法の休日の規定を踏まえ、それぞれが定める。（就業規則）

労働基準法

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

3 他の地方公共団体の例

◆地方公共団体で特定の日を休日と定めている事例

①「慰霊の日（6月23日）」

- ・沖縄県において「休日を定める条例」により休日と規定

②「平和記念日（8月6日）」

- ・広島市において「休日を定める条例」により休日と規定

◆その他の事例（県民の日等）

「県民の日」等を定め、公立学校において規則により休業日と規定

（例）茨城県「県民の日（11月13日）」、群馬県「県民の日（10月28日）」、埼玉県「県民の日（11月14日）」、千葉県「県民の日（6月15日）」、東京都「都民の日（10月1日）」、山梨県「県民の日（11月20日）」、静岡県「富士山の日（2月23日）」

※当該日には、公の施設の無料開放なども併せて実施されている例がある。

4 地方公共団体で特定の日を休日と定める際の手続き

地方自治法の規定により、一定の要件を満たすときに特定の日を休日として定めることができる。この場合においては総務大臣協議が必要

◇地方自治法第4条の2第3項に定められた要件

当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなもの

5 休日の検討を進めるにあたり留意すべき事項等

期待される効果等	留意すべき事項等
➤ 通常の普及啓発やイベント開催では得られない特別なインパクト (琵琶湖に感謝し、思いを寄せる契機) (琵琶湖が特別なものとの意識) ➤ ボランティア活動への参加 (新たな参加機会) ➤ 琵琶湖を体感する機会 (琵琶湖でのレジャー、琵琶湖八珍等) ➤ 琵琶湖保全再生施策との相乗効果 (多様な主体の参画・協働) (「守る」ことと「活かす」ことの好循環の創出) ➤ 琵琶湖の価値の認知度向上、全国への発信 (世界有数の古代湖、豊かな生態系、利水・治水の役割、観光資源等)	➤ 閉庁に伴う住民生活、経済活動等への影響(窓口、許認可、相談業務等) ➤ 学校に係る影響 (家庭の対応(育児)、環境保全の取組、学校行事等) ➤ 定着している既存の取組への影響 (清掃活動、環境学習等) ➤ 企業等の理解・協力 (商取引、生産活動) ➤ 市町の理解・協力 ➤ 休日としての「びわ湖の日」にふさわしい取組のあり方

Ⅲ 今後の取組

びわ湖の日を休日とすることに向けた検討を進めると同時に、びわ湖の日の取組をもう一段高めていくための方策等についても併せて検討を進める。

《当面の取組》

- ・ 県民の意識調査
(「びわ湖の日」の認知度、活動への参加意識、休日とすることの意識等)
- ・ 各団体等との意見交換
- ・ 「びわ湖の日」の取組の課題分析、休日とすることの課題等の整理

《参考》

滋賀県の休日定める条例

第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、県の休日に県の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

第2条 県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例または規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例または規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

地方自治法（地方公共団体の休日）

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

2 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

3 前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

4 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。